

石川県中央会 会報 特集号

目 次

中小企業・組合関係税制

| | |
|-----------------------|----|
| ◆ 組合に関する税制の概要 | 2 |
| ◆ 組合に関する特別税制 | 5 |
| ◆ 主な中小企業関係税制 | 11 |
| ◆ 平成14年度税制改正の概要 | 20 |

中央会からのお知らせ

| | |
|--|----|
| ◆ 石川県中小企業活力強化集会開催される | 36 |
| ◆ 休眠組合整理の実施について | 37 |
| ◆ 株式会社の経営者の方へ～休眠会社整理のお知らせ～ | 38 |
| ◆ 会社の商号の登記、ローマ字等の使用が可能に | 39 |
| ◆ 決算書類の公開を支援します | 40 |
| ◆ 外形標準課税導入反対署名運動へのご協力方お願いについて | 41 |
| ◆ 中央会周辺の住所が変わりました！ | 42 |
| ◆ 標準者（モデル）賃金調査結果について（社団法人石川県経営者協会） | 43 |
| ◆ 石川県最低賃金のお知らせ | 44 |
| ◆ 個別専門相談室開催のご案内 | 44 |
| ◆ 11月は連携組織推進月間 | 45 |

◆ 組合に関する税制の概要

中小企業者の組合である中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及び生活衛生同業組合等に対しては、会社に対する場合と違って、税制上の優遇措置がとられている。しかし、これらの組合でもその種類、内容の相違によって課税上の取扱いが異なっており、法人税法上の取り扱いの相違によって組合を大別すると、次のようなグループに分けることができる。

〔事業協同組合等〕

このグループに属する組合は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、出資商工組合、出資商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、出資生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び出資生活衛生同業組合連合会である。これらの組合は、いずれも出資制をとり、いわゆる経済事業を実施することのできる組合であるが、法人税法では「協同組合等」として扱われ、法人税率その他各種の特典が与えられている。

〔非出資組合〕

このグループに属する組合は、非出資制をとる商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会である。これらの組合は、経済事業を行わずその事業が業界全体の改善発達を図ることを主とするなど公益性のあるところから、法人税法では「公益法人等」として扱われ、法人税をはじめ地方税の多くのものも非課税となっている。

〔企業組合及び協業組合〕

これら両組合は、その組織・事業形態等に会社と類似する面があるなどの理由から、法人税法では「普通法人」として扱われ、例外はあるものの概ね会社と同様に課税される。

また、法人税法の特例を定めた租税特別措置法では、政策目的実現の観点から法人税法とは異なった独自の組合の範囲を設定し課税の特例の適用対象としているほか、地方税法でも各税目の中の特別措置ごとに対象となる組合を設定している。

グループ別に税法別の取扱い及び特別措置の概要を示すと、下記のとおりである。

これらは、概ね組合にのみ適用されるものであるが、これら以外の事項については一般法人に対する一般税制がそのまま組合にも適用される。したがって、組合は、組合にのみ適用される税制とともに、一般税制及び組合にも適用される一般的な特別措置、あるいは組合職員の給与等についての所得税法の規定なども充分研究し、税務処理に遺漏のないようにすべきである。

1. 事業協同組合等

〔法人税〕

1. 税率の軽減（法人 66 条、99 条、経済 16 条）
2. 加入金の益金不算入（法人 22 条、2 条）
3. 事業利用分量配当の損金算入（法人 61 条）
4. 賦課金の仮受金経理（基通（法）14-2-9）
5. 留保所得の特別控除（火災共済協同組合、信用協同組合、商店街振興組合、非出資商工組合、非出資生活衛生同業組合及びそれらの連合会並びに生活衛生同業小組合を除く。）（租特 61 条）
6. 火災共済協同組合、出資生活衛生同業組合及びこれらの連合会の異常危険準備金の損金算入（租特 57 条の 5）
7. 生命傷害共済事業に係る責任準備金及び支払準備金の損金算入（個別通達昭 51. 4. 13 直法 2-11）
8. 中間申告書の提出不要（法人 71 条）
9. 中小企業等の貸倒引当金の特例（租特 57 条の 9、租特令 33 条の 8）

〔地価税〕

平成 10 年度税制改正により、平成 10 年度以後の各年の課税時期において、当分の間、課税しないこととされた（租特 71 条）ため、内容は省略。

〔登録免許税〕

組合の設立、代表理事の変更その他中協法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税（登録別表第1－19号）

〔印紙税〕

1. 信用協同組合・同連合会を振出人又は受取人とする約束手形及び為替手形：200円（印紙別表第1－3号、印紙令22条）
2. 出資証券：非課税（印紙別表第1－4号、印紙令25条）
3. 定款：非課税（印紙別表第1－6号）
4. 受取書：組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税（印紙別表第1－17号、基通（印）別表1－17号文書21）
5. 信用協同組合・同連合会の作成する預貯金通帳：非課税（印紙別表第1－18号、印紙令27条）
6. チケット発行事業のクーポン券：非課税（基通（印）別表第1課税物件、課税標準及び税率の取扱い）

〔事業税〕

特別法人として軽減税率が適用（地方72条の22）。

〔不動産取得税〕

1. 病院及び診療所用不動産：非課税（事業協同組合（連合会を除く。）、商工組合（連合会を除く。）、信用協同組合・同連合会、商店街振興組合・同連合会に適用。）（地方73条の4－1項8号）
2. 中小企業総合事業団法により、都道府県又は同事業団から資金の貸付又は譲渡を受けた次の(1)～(4)の施設及び環境事業団より譲渡を受けた次の(5)の施設の課税標準は、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額、又は価格に当該施設の譲渡した対価の額に対する当該対価の額から当該施設の引渡しを受ける時まで支払うべき額を控除した残額の割合を乗じて得た額を価格から控除した金額（地方73条の14－7項、地方令38条の2）。
 - (1) 事業協同組合・同連合会、商工組合の保管、生産、加工又は展示用の家屋
 - (2) 事業協同組合・同連合会の修理用の家屋
 - (3) 事業協同組合・同連合会、商工組合の新商品又は新技術開発のための試験・研究用の家屋
 - (4) 事業協同組合の小売商業店舗共同化店舗
 - (5) 事業協同組合・同連合会、商工組合の公害防止用の建物
3. 中小企業総合事業団法により、都道府県又は同事業団から資金貸付又は施設譲渡を受けて取得し、5年以内に組合員に譲渡する工場団地、卸団地、貨物自動車ターミナル団地、倉庫団地、共同工場、商店街近代化等の不動産及び環境事業団より取得した公害防止用施設で5年以内に組合員に譲渡する不動産（以上、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合が対象となる。なお、環境事業団については上記組合に加えて商工組合も対象となる。）：免除（地方73条の27の5、地方令39条の5）

〔固定資産税〕

1. 病院及び診療所用固定資産：非課税（事業協同組合（連合会を除く。）、商工組合（連合会を除く。）、信用協同組合・同連合会、商店街振興組合・同連合会に適用。）（地方348条2項11号の3）
2. 事務所及び倉庫（敷地を除く。）：非課税（信用協同組合・同連合会を除く。）（地方348条4項、個別通達昭27.8.29自丙税発7号「事務所及び倉庫の範囲について」）

〔備考〕

信用協同組合・同連合会については、平成6年度税制改正により、事務所及び倉庫に対する非課税措置が廃止されたが、一定規模（預金量5千億円）未満の信用協同組合の課税標準については、平成12年度及び平成13年度は価格の10分の4とする経過措置がある。ただし、平成14年度以降は価格の2分の1となる（地方349条の3－34項、地方令附則2条、地方附則（平成6年）9条）。

3. 中小企業総合事業団法により、都道府県又は同事業団から資金の貸付を受けて取得した1台・1基300万円以上の機械・装置の課税標準は、3年度に限り、取得価格の2分の1（事業協同小組合、企業組合、商工組合連合会、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合・同連合会を除く。）

く。) (地方 349 条の 3 - 4 項、地方令 52 条の 2 の 2、地方規則 11 条)。

2. 非出資組合

〔法人税〕

収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得：非課税 (法人 7 条)

〔地価税〕

(省略)

〔登録免許税〕

組合の設立、代表理事の変更その他中団法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税 (登録別表第 1 - 19 号)

〔印紙税〕

1. 定款：非課税 (印紙別表第 1 - 6 号)
2. 受取書：組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税 (印紙別表第 1 - 17 号、基通 (印) 別表 1 - 17 号文書 21)

〔住民税〕

道府県民税、市町村民税は、均等割課税のみ (地方 24 条 5 項、52 条、294 条 7 項、312 条)。

〔事業税〕

収益事業から生じた所得以外の所得：非課税 (地方 72 条の 5)

〔不動産取得税〕

商工組合 (連合会を除く。) の病院及び診療所用不動産：非課税 (地方 73 条の 4 - 1 項 8 号)

〔固定資産税〕

1. 商工組合 (連合会を除く。) の病院及び診療所用固定資産：非課税 (地方 348 条 2 項 11 号の 3)
2. 事務所及び倉庫 (敷地を除く。)：非課税 (地方 348 条 4 項、個別通達昭 27. 8. 29 自丙税発 7 号「事務所及び倉庫の範囲について」)

3. 企業組合及び協業組合

〔法人税〕

1. 普通法人として課税 (法人 2 条、66 条)
2. 加入金の益金不算入 (法人 22 条、2 条、法人令 8 条)

〔登録免許税〕

組合の設立、代表理事の変更その他中協法など当該組合の根拠法に基づく登記：非課税 (登録別表第 1 - 19 号)

〔印紙税〕

1. 出資証券：非課税 (印紙別表第 1 - 4 号、印紙令 25 条)
2. 定款：非課税 (印紙別表第 1 - 6 号)
3. 受取書：組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書：非課税 (印紙別表第 1 - 17 号、基通 (印) 別表 1 - 17 号文書 21)

〔事業税〕

普通法人として課税 (地方 72 条の 22)。

〔固定資産税〕

1. 協業組合の事務所及び倉庫 (敷地を除く。)：非課税 (地方 348 条 4 項)
2. 協業組合が中小企業総合事業団法により、都道府県又は同事業団から資金の貸付を受けて取得した 1 台・1 基 300 万円以上の機械・装置の課税標準は、3 年度に限り、取得価額の 2 分の 1 (地方 349 条の 3 - 4 項、地方令 52 条の 2 の 2、地方規則 11 条)。

◆ 組合に関する特別税制

組合に関する特別税制は、前術のように主として事業協同組合等に関するもので、以下に説明するものは、特にその旨ことわりのあるものを除き企業組合及び協業組合には適用されない。また、前記「組合に関する税制の概要」欄で説明した以上に説明を要しないものは省略する。

1. 法人税率の軽減（法人66条、99条、経済16条）

| 組合の種類 | 基本税率 | 清算所得に対する税率 |
|-----------|------------------------------------|------------|
| 協同組合等 | 22% | 20.5% |
| 企業組合、協業組合 | 30% | 27.1% |
| | (出資金1億円以下の法人の年間所得800万円以下部分) 22% | |

〔備考〕

清算所得 = 残余財産価額 - (資本等金額 + 利益積立金額等) (法人93条)

2. 加入金の益金不算入（法人22条、2条16号～17号）

(企業組合及び協業組合にも適用)

法人税の課税対象となる各事業年度の所得を計算する場合の益金には、「資本等取引」に係るものを含まないことが定められている(法人22条2項)。

「資本等取引」とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引であり(法人22条5項)、「資本等の金額」とは、資本の金額又は出資金額と「資本積立金額」との合計額である(法人2条16号)。そして、「資本積立金額」には協同組合等その他政令で定める法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額が含まれることになっている(法人2条17号口)。

したがって、加入金は、資本等取引に係るものに該当し、益金とはならない。また、企業組合及び協業組合は、上記政令で定める法人として指定されており(法人令8条)、この適用を受けることになっている。なお、この加入金とは、持分調整金であって、権利金的なものは含まれないことに注意しなければならない(基通(法)1-4-2)。

〔備考〕加入金(基通(法)1-4-2)

法人2条17号口(資本積立金額の意義)に規定する「加入金」とは、法令若しくは定款の定め又は総会の決議に基づき新たに組合員又は会員となる者から出資持分を調整するために徴収するもので、これを拠出しないときは、組合員又は会員たる資格を取得しない場合のその加入金をいう。

3. 事業利用分量配当の損金算入（法人61条）

事業協同組合等において組合の事業を利用した分量に応じて行う事業利用分量配当は、損金に算入される。この場合の分配の基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ、当期前のものは含まれない。

また、対象となる乗余金は、組合員が組合事業を利用したことによって生じた剰余金に限られ、不動産の売却益や組合事業であっても組合員の利用がないと認められる事業から生じた利益は対象にならない。

事業利用分量配当は、配当という字句が使われているが、所得税法上の配当所得とは認められず、支払時における源泉徴収及び受領組合員の配当控除は適用されない。

一方、企業組合の従事分量配当については、損金算入が認められていない。組合員が企業組合から受ける従事分量配当は配当所得とされているので(所得令62条)、配当に当たっては20%の源泉徴収を行う必要がある(所得182条2号)。

また、協業組合についても、出資配当以外の配当はすべて配当所得とされており（所得令 62 条）、源泉徴収を行う必要がある。

なお、当期前の所得の留保額（利益積立金など）に係る事業利用分量配当は、配当所得とされる（個別通達昭 44. 5. 26 直審（法）29）。

〔備考〕事業分量配当の対象となる剰余金（基通（法）14-2-1）

法人 61 条 1 項 1 号（事業分量分配金）に規定する事業分量に応じる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないことに留意する。

（注）事業分量配当又は従事分量配当に該当しない剰余金の分配は、組合員等については配当に該当する。

4. 賦課金の仮受金経理（基通（法）14-2-9）

教育事業及び指導事業に充てるために賦課した賦課金について、当該事業が翌事業年度に繰り越されたため剰余が生じた場合には、これを翌年度の経費に充当するため仮受金等として経理し、益金に算入しないことができる。したがって、この適用を受ける賦課金の範囲以外の賦課金は、例え賦課金の名称をもっていても適用を受けられないし、また、本制度の適用を受ける賦課金でまかなうべき費用を他の事業収入等でまかない、そのために賦課金に残余がでてその部分は仮受の対象にならないことになっている。

なお、仮受の対象となる賦課金は教育・指導事業に充てるものに限られているので、それ以外の費用に充てるための賦課金がある場合は、徴収の段階（収支予算）から区分して経理する必要がある。また、一般管理費など共通費として徴収する賦課金については、例えそのなかに教育・指導事業に係るものが含まれていてもそのままでは仮受の対象にならないが、これを教育・指導事業に区分、配賦すれば対象となる。

〔備考〕協同組合等の特別の賦課金（基通（法）14-2-9）

協同組合等が、組合員に対し教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合において、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌事業年度に繰り越されたため当該賦課金につき剰余が生じたときにおいても、その剰余の額の全部又は一部をその目的に従って翌事業年度中に支出することが確実であるため、その支出することが確実であると認められる部分の金額を当該事業年度において仮受金等として経理したときは、これを認める。

5. 留保所得の特別控除（租特 61 条）

事業協同組合等が、平成 15 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、期末利益積立金額（当該事業年度で留保した金額を含む。）が出資総額の 4 分の 1 に達するまで、一定金額を損金に算入することができる。

1. 対象者

- (1) 事業協同組合
- (2) 事業協同小組合
- (3) 協同組合連合会（中協法 9 条の 9-1 項 1 号又は 3 号の事業を行う協同組合連合会を除く。）
- (4) 出資商工組合・同連合会
- (5) 出資生活衛生同業組合・同連合会

ただし、出資金が 1 億円を超える組合については、設立（合併により設立された組合の場合は、各被合併組合の設立の日のうち最も早い日）後 5 年以内の事業年度に限り適用。

2. 適用条件

- (1) 員外利用が 20 % 以内であること。

〔備考〕

1. 員外利用割合が 20 % を超えるかどうかの判定（租通（法）61-12）

租特 61 条 2 項に規定する組合員等以外の者の事業の利用分量の額が当該事業年度における組合員等

の事業の利用分量の額の100分の20（租特令37条4項に規定する事業については、同項に規定する割合。以下租通（法）61-13において同じ。）を超えるかどうかは、次に掲げる法人の種別に応じ、それぞれに掲げる事業（当該事業に付帯する事業を含む。）の区分に応じて判定するものとする。

- (1) 商工組合については、中団法17条2項1号から3号までの各号の区分。ただし、同項3号の事業については、体育施設又は教養文化施設に係る事業とその他の事業との区分（(1)、(2)において同じ。）
- (2) 商工組合連合会については、中団法33条において準用する同法17条2項1号から4号までの各号の区分
- (3) 事業協同組合及び事業協同小組合については、中協法9条の2-1項1号から5号までの各号の区分
- (4) 事業協同組合連合会については、中協法9条の9-1項2号及び4号から7号までの各号の区分
- (5) 生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律8条1項4号から10号までの各号の区分
- (6) 生活衛生同業組合連合会については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律54条1項3号から9号までの各号の区分

2. 2以上の事業を行う組合についての員外利用割合の判定（租通（法）61-13）

租通（法）61-12の場合において、2以上の事業の区分に属する事業を行う組合について、そのいずれか一の区分に属する事業につき組合員等以外の者の事業の利用分量の額が当該事業年度における組合員等の事業の利用分量の額の100分の20を超えることとなるときは、当該組合については租特61条1項の規定の適用がないことに留意する。

3. 事業の利用分量の額の判定の基礎となる金額（租通（法）61-14）

租特61条2項に規定する事業の利用分量の額は、各事業年度ごとに、例えば資金の貸付事業については貸付金額の積数（積数の計算が困難である場合には、各月末の平均残額。以下同じ。）、貯金若しくは定期積金の受入事業については貯金若しくは定期積金の額の積数、物資の供給事業については販売高、共同施設利用事業については利用料、医療事業については医療費等その事業の内容に応ずる合理的な基準により判定するものとする。

4. 中協法及び中団法の改正（昭59）により、員外利用の制限について特例措置を受けた組合については、本措置の適用が認められる。

- (2) 申告書に記載があり、計算に関する明細書の添付があること。

3. 適用期間

平成15年3月31日までに終了する各事業年度

4. 損金算入限度額（租特令37条）

(1) 控除対象留保金額

当該事業年度の所得金額から、次の①～④の金額を控除した金額が控除対象留保金額となる。

ただし、この制度が適用されるのは利益積立金額が出資総額の4分の1までの組合であり、当期において出資総額の4分の1を超えることになる場合には、超える部分を控除した留保金額が対象となる。

① 配当、賞与など当該剰余金処分により支出されるもの

② 益金処分の費用

③ $[(1) + (2) + (\text{当該所得金額} - (1) + (2)) \times 68\% (\ast)]$ に対する法人税額

(※) 出資金1億円超の組合における利益積立金額が2,500万円以上1億円未満の場合は80%、利益積立金額が1億円以上2億円未満の場合は86%、利益積立金額が2億円以上の場合は90%となる。

④ ③の法人税額に係る道府県民税及び市町村民税額

(2) 特別控除額

控除対象留保金額 $\times 32\% (\ast)$

(※) 出資金額が1億円を超えるもののうち、繰越利益積立金額（利益積立金額から当該事業年度において留保した金額を控除したもの。）が2,500万円超1億円以下の部分の留保所得については20%、繰越利益積立金額が1億円超2億円以下の部分の留保所得については14%、繰越利益積立金額が2億円超の部分の留保所得については10%の金額を損金に算入することができる。

5. 留保金の取崩し

3年以内に配当及び益金処分の賞与として取り崩したときは、古い年度の留保金より益金に算入される。

6. 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例（租特66条の10）

（圧縮記帳）

青色申告書を提出する事業協同組合等が、下記の試験研究用資産を取得等するための費用を組合員に賦課し、その賦課金が納付された事業年度において当該賦課金を用いて試験研究用資産を取得等した場合は、当該試験研究用資産について1円までの圧縮記帳が認められる。

1. 対象試験研究用資産

- (1) 鉱工業技術研究組合法に定める試験研究用資産
- (2) 中小企業経営革新支援法の経営革新計画又は経営基盤強化計画に定める試験研究用資産
- (3) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の高度化等計画、高度化等円滑化計画、進出計画、進出円滑化計画に定める試験研究用資産
- (4) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の研究開発等事業計画に定める試験研究用資産
- (5) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の試験研究計画に定める試験研究用資産
- (6) 食品流通構造改善促進法の新技術研究開発計画に定める試験研究用資産

〔備考〕試験研究用資産の範囲（租特令39条の21）

租特66条の10－1項（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）に規定する政令で定める固定資産は、法人令13条1号から7号（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産、鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）、特許権、実用新案権、意匠権、電気ガス供給施設利用権、土地及び土地の上に存する権利とする。

2. 適用期間

平成15年3月31日まで

7. 火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入（租特57条の5、租特令33条の5）

青色申告書を提出する火災共済協同組合等が、各事業年度において異常災害損失の補てんに充てるため、異常危険準備金を積み立てたときは、下記の金額を損金に算入することができる。

1. 対象者

- (1) 火災共済協同組合・同連合会
- (2) 出資生活衛生同業組合・同連合会

2. 適用期間

平成16年3月31日まで

3. 損金算入限度額

正味収入共済掛金の5%

4. 準備金の取崩し

- (1) 異常災害損失が生じた場合
その金額に相当する金額を益金に算入する。
- (2) 繰り越された準備金のうち10年以前に積み立てた額がある場合次のいずれか低い金額を益金に算入する。
 - ① 10年以前に積み立てた金額
 - ② 異常災害の生じた年の繰越異常危険準備金と新規に積み立てた金額の合計額から当年度保険料の60%（連合会は75%）を控除した金額
- (3) 解散、共済事業の廃止の場合
当該解散又は廃止の日における異常危険準備金の金額
- (4) (1)、(2)、(3)以外で取り崩した場合
当該取り崩した日における当該共済に係る準備金の金額のうち、取り崩した金額に相当する金額

〔備考〕

1. 火災共済協同組合の共済掛金は、損害保険料控除の対象となっており、他の損害保険料と合算し、短期については3,000円まで、10年以上の長期については15,000円まで、所得控除が認められている（所得77条、所得令214条）。
2. 異常災害損失は各年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金の総額が当該年度における正味収入掛金に75%（連合会は90%）を乗じて計算した金額を超える場合のその超える金額に対応する損失をいう。
3. 対象となる共済の範囲（租特令33条の5）
4. 出資生活衛生同業組合・連合会が積み立てる火災に係る共済事業の支払準備金については正味収入共済掛金の2.5%の損金算入が認められる。

8. 生命傷害共済事業に係る責任準備金及び支払準備金の損金算入（個別通達（法）昭51.4.13直法2-11）

事業協同組合・同連合会が、所管行政庁から承認を受けた事業方法書、普通共済約款、共済掛金算出方法書に基づき行う生命傷害、自動車事故見舞金及び自家用自動車の各共済事業並びにこれらに係る再共済事業に関して積み立てた責任準備金及び支払準備金は、損金に算入される。

〔備考〕

損金算入については、個別通達（法）昭28.7.14直法1-81「法人税法施行規則の一部を改正する政令の施行に伴う法人税の取扱について」の「1、2、3、5、11」の取扱いに準じて扱われる。

9. 事業税率の軽減（地方72条の22、地方附則40条10項）

1. 対象者

- (1) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）
- (2) 出資商工組合・同連合会
- (3) 商店街振興組合・同連合会
- (4) 出資生活衛生同業組合・同連合会、生活衛生同業小組合

2. 標準税率

| | |
|------------------------|------|
| 所得のうち年400万円以下の金額 | 5% |
| 所得のうち年400万円超の金額、及び清算所得 | 6.6% |

〔備考〕一般法人の標準税率

| | |
|------------------------|------|
| 所得のうち年400万円以下の金額 | 5% |
| 所得のうち年400万円超800万円以下の金額 | 7.3% |
| 所得のうち年800万円超の金額、及び清算所得 | 9.6% |

〔省 略 用 語 例〕

本冊子中の法律等の略語は、次のとおりである。

| | |
|-------|---|
| 法人 | 法人税法 |
| 所得 | 所得税法 |
| 租特 | 租税特別措置法 |
| 消費 | 消費税法 |
| 地価 | 地価税法 |
| 印紙 | 印紙税法 |
| 登録 | 登録免許税法 |
| 相続 | 相続税法 |
| 地方 | 地方税法 |
| 震災 | 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 |
| 経済 | 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 |
| 令 | 施行令 |
| 規則 | 施行規則 |
| 基通（法） | 法人税基本通達（昭和44年5月1日直審（法）25） |
| 基通（所） | 所得税基本通達（昭和45年7月1日直審（所）30） |
| 租通（法） | 租税特別措置法（法人税関係）通達（昭和50年2月14日直法2-2） |
| 租通（所） | 租税特別措置法（所得税関係）通達（昭和55年12月26日直所3-20） |
| 基通（消） | 消費税法基本通達（平成7年12月25日間消2-25ほか） |
| 基通（財） | 財産評価基本通達（昭和39年4月25日直資56、直審（資）17） |
| 基通（印） | 印紙税法基本通達（昭和52年4月7日間消1-36ほか） |
| 中協法 | 中小企業等協同組合法 |
| 中団法 | 中小企業団体の組織に関する法律 |

◆ 主な中小企業関係税制

《中小企業に適用される税制》

中小企業者等の方は税制上の様々な特別措置が受けられます。

◆ 対象となる方

青色申告書を提出する個人または中小企業者等

※税制上の特別措置においては、資本金1億円以下の法人（中小法人）を対象としていることがあります（法人税法、租税特別措置法等）のでご注意ください。

◆ 措置の内容

〔個人事業者のための措置〕

個人事業者については、所得税における基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの各種控除のほか、事業専従者給与控除、青色申告特別控除、小規模企業共済掛金控除等により税負担の軽減が図られています。

また、地方税においても、住民税及び事業税の専従者給与控除、事業税の事業主控除などの制度があります。

〔法人企業のための措置〕

中小法人（資本金1億円以下の法人）については、法人税について軽減税率が適用されているのをはじめ、資本金5千万円以下の法人に対する交際費の一部（400万円までの交際費支出のうち8割まで）損金算入制度が講じられています。

〔協同組合等のための措置〕

協同組合など特別法人については、法人税率が普通法人よりも軽減されているほか、組合事業の利用分量配当の損金算入、組合加入金の益金不算入、留保所得の損金算入などの制度があります。

〔その他〕

中小企業の近代化・合理化のための設備投資や試験研究を支援するため以下のような制度があります。

①中小企業投資促進税制 ②中小企業等基盤強化税制 ③中小企業技術基盤強化税制等の試験研究関連税制 ④中小企業経営革新支援法関係の税制措置 ⑤中小小売商業振興法関係の税制措置 ⑥中小企業創造的事業活動促進法関係の税制措置など

◆ 手続きの流れ

①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書等必要な書類の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。

②設備の取得等に関する税制については、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

◆ 問い合わせ先

- ・ 国税関係：国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・ 地方税関係：都道府県や市町村の税務部（課）、税務事務所
- ・ 税務一般：最寄りの商工会・商工会議所

《青色申告制度》

青色申告による納税を行うことによって、さまざまな利点が受けられます。

◆対象となる方

申告納税を行う法人又は個人事業者

◆青色申告制度とは

青色申告制度は、申告納税制度（納税者が課税標準額及び税額を計算し、自ら申告する制度）の一環として、納税者が所轄税務署の承認を受けて、一定の帳簿書類に取引を記録・保存及び申告する制度です。

記帳の原則は、複式簿記によりますが、個人事業者の場合、複式簿記に代えて簡易簿記によることもできます。さらに小規模事業者の場合には現金式簡易簿記も認められています。

◆青色申告の特典の内容

青色申告をすると白色申告の場合と異なり種々の特典があります。その主なものとして、青色申告特別控除、青色事業専従者給与控除などの適用が可能です。また、中小企業者の機械等の特別償却制度、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制などの特別措置は、青色申告者であることが制度適用の条件となっています。

個人事業者における青色申告の特典

〔青色申告特別控除制度〕

青色申告の一層の普及を図り、適正な記帳慣行を確立し、事業経営の健全化を推進するために「青色申告特別控除制度」が適用されます。

- ①事業所得又は不動産所得の事業を営む青色申告者で、正規の簿記の記帳者については55万円（平成17年分までは簡易記帳の場合でも45万円）の所得控除が適用されます。
- ②①以外の青色申告者については、10万円の所得控除が適用されます。

〔青色事業専従者給与控除制度〕

青色申告者の家族専従者については、家族専従者に対する支払給与が、その労務の対価として相当であると認められる場合は、その全額を必要経費に参入できます。

◆必要な手続き

青色申告を行うために個人事業者についてはその年の3月15日までに法人の場合は事業開始年度の日の前日までに所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出し承認を受ける必要があります。

◆問い合わせ先

- ・ 国税関係：国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・ 税務一般：最寄りの商工会・商工会議所

《連結納税制度》

企業の持株会社化、分社化等の戦略的な事業組織の再構築を円滑化することにより、ベンチャー創業や新たな事業展開を支援します。

◆対象となる方

- ・青色申告書を提出する法人等
- ・適用法人は企業の規模にかかわらず、内国法人である親会社とその保有割合が100%（間接保有を含む）国内子会社です。
- ・制度の適用は選択制となります。なお、制度を選択した場合、100%子会社は全て連結対象となります。

◆制度の内容

- ・親会社と同一視しうる一定の子会社を含めたグループを一つの課税単位として課税する制度です。
- ・課税標準となる連結所得金額は、グループ内の個社の所得と欠損を通算して、連結グループを一体として計算します。
- ・親会社が中小法人（資本金1億円以下）であれば、連結所得800万円以下の部分について、軽減税率（22%）の適用があります。
- ・親会社が協同組合等であれば、軽減税率（23%）が適用されます。
- ・連結グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる利益・損失については、当該譲渡資産が連結グループ外に譲渡される時点まで課税が繰延べられます。
- ・連結グループへの加入に際しては、加入法人の資産の時価評価（評価の洗い替え）を行う必要があります。ただし、課税上弊害のない一定の要件を満たす場合は、評価替の対象外となります。
- ・連結グループを離脱する会社については、評価替は不要です。
- ・受取配当、寄付金、貸倒引当金、交際費、特別税額控除等の各個別制度については、親会社の資本金額を基に連結グループを一体として要件の判定や計算等を行います。

◆手続きの流れ

- ①連結納税制度を選択する場合には、連結納税制度を適用しようとする事業年度6ヶ月前までに承認申請書を提出しその事業年度の開始前に国税庁長官の承認を受ける必要があります。
- ②親会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行います。また、子会社については、連結所得の個別帰属額等を記載した書類を最寄りの税務署に提出します。

◆問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

《事業承継円滑化のための税制措置》

世代の交代期を迎えた中小企業が円滑な事業承継を図る場合、相続税の特例措置が受けられます。

◆対象となる方

- ・ 特定小規模宅地の相続を受けた個人事業者及び中小法人オーナー
- ・ 取引相場のない非上場株式の相続を受けた中小法人のオーナー

◆措置の内容

〔特定小規模宅地（事業用・居住用）の減額〕

400㎡までの特定事業用宅地及び240㎡までの特定居住用宅地については、評価額の80%が減額となる課税の特例が受けられます。

（注）なお、特定事業用宅地と特定居住用宅地の特例の全面的併用はできません。

〔取引相場のない株式の評価方法〕

- ① 「取引金額」、「総資産価額」及び「従業員数」で会社規模の判定を行い、その規模に応じて会社の有する事業用資産を時価で評価し、これを基礎に1株当たりの価値を算出する「純資産価額方式」、又は
- ② 「純資産価額方式」と、上場会社からなる類似業種の株価を基として、1株当たりの「配当金額」、「利益金額」、「純資産価額」の比準割合を乗じて算出する「類似業種比準方式」の併用方式で評価されます。

〔取引相場のない株式の軽減制度〕

取引相場のない自社株等を相続で取得した場合、以下の要件を満たすとき、発行済株式総数の3分の1以内で、相続税評価額3億円以下の分について、相続税の課税価格が10%軽減されます（平成元年から創設されました）。

- ① 発行済株式総額が、相続税評価額ベースで10億円未満の会社であること
- ② 被相続人等が発行済株式総数の50%以上を所有していて、相続人が引き続き申告期限まで持ち、役員として会社の経営に従事したこと

（注）この制度は、上記の「特定小規模宅地の特例」との選択適用になります。

◆手続きの流れ

- ① 相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して10ヶ月以内に、被相続人の住所地を管轄する税務署に相続税の申告と納付を行います。
- ② 納付は、物納や延納の手続きを行わない限り、金銭で一時に納めなければなりません。
- ③ 延納の手続きは、一定の要件を満たし申告期限までに延納申請書を提出する必要があります。

◆問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

《中小企業投資促進税制》

機械・装置その他の対象設備を導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

◆対象となる方

青色申告書を提出する個人又は資本金1億円以下の中小法人等

◆対象となる設備

- ①機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上（リースの場合はリース料の総額が210万円以上）のもの
- ②特定の器具・備品（電子計算機、デジタル複写機等）で1台又は1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が100万円以上（リースの場合はリース料の総額が140万円以上）のもの
- ③普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- ④内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

※本税制は、取得価額が160万円以上（リースの場合はリース料の総額が210万円以上）の機械及び装置であれば、種類を問わず幅広く利用できます。

◆措置の内容

〔取得の場合〕

7%の税額控除又は30%の特別償却が受けられます。（ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります。）

〔リースの場合〕（④を除く）

リース費用の総額の60%について、7%の税額控除が受けられます。

◆手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

◆適用期間

平成16年3月31日まで

◆問い合わせ先

- ・国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁事業環境部財務課 TEL：03-3501-5803

《留保金課税の適用停止・軽減》

中小企業の自己資本充実をさまたげてきた、留保金課税の適用を停止し、また中小法人一般にも軽減します。

◆対象となる方

〔留保金課税の停止の対象〕

- ・青色申告書を提出する以下の同族会社
- ・創業10年以内の中小企業
- ・新事業創出促進法の認定を受けた企業。創業からの年数は問いません（大企業も含む）。

※認定基準は、

- ・成長志向性（概ね5年以内に上場・公開を目指す）
- ・事業の新規性（新商品の生産、新役務の提供等）
- ・事業の確実性
- ・前年度において「試験研究費」及び「開発費」の合計額が、売上高の3%を超える中小企業。創業からの年数は問いません。（平成14年度から）

〔留保金課税の軽減の対象（平成14年度から）〕

- ・青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小法人である同族会社
- （注）同族会社とは、株主等の3人（その同族関係者を含む）以下で、その持株割合が50%以上となる会社をいいます。

◆措置の内容

〔課税停止の場合〕同族会社に係る留保金課税が非課税になります。

〔軽減の場合〕留保金課税の税額が5%分減額されます。

◆適用期間

平成16年3月31日までに開始する年度

◆必要な手続き

- ①創業10年以内の中小企業については、確定申告書等に設立の日を明らかにする書類等を添付し、最寄りの税務署に申告
- ②新事業創出促進法の認定を受けた企業は、確定申告書等に認定書の写しを添付したうえで最寄りの税務署に申告
- ③前年度の試験研究費と開発費の合計額が収入金額の3%を超える中小企業については、確定申告書に前年度の収入金額、試験研究費及び開発費の額を明らかにする書類を添付し、最寄りの税務署に申告

◆問い合わせ先

- ・中小企業庁事業環境部財務課 TEL：03-3501-5803「新事業創出促進法」の認定については
- ・各経済産業局新規事業課

《エンジェル税制》

創業期の中小企業に対して投資を行い、利益・損失のいずれが発生した場合にも課税の特例が受けられます。

◆対象となる方

特定の中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家

〔対象となる特定中小会社の要件〕

- ・創業期（設立10年以内）の中小企業者であること
- ・試験研究費等の売上高に占める割合が3%超であること（創立5年超10年以内の企業にあっては5%超）
- ・大規模会社の子会社でないこと
- ・未登録・未上場の株式会社であること 等

〔対象となる個人投資家の要件〕

- ・投資契約を締結していること
- ・金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
- ・特定中小会社が同族会社である場合には、同族会社の判定の基礎となる株主グループに属していないこと 等

投資事業組合（ベンチャーファンド）を通じたエンジェルの投資についても、所得の実務上の措置を講じた上で、エンジェル税制が適用されます。

◆施策の内容

個人投資家が当該株式について譲渡等を行うことによって利益・損失のいずれかが発生した場合、課税の特例が受けられます。

①利益が発生した場合、課税対象利益を1/4に圧縮。

（上場等の日の3年超以前から保有する株式（平成12年4月から平成17年3月31日の間に取得したものに限り）を上場等の日後1年以内に売却した場合）

②損失が発生した場合、損失を翌年以降3年間繰越して控除。

【活用事例】

創業期の特定中小会社A、B、C3社に600万円ずつ投資を行った個人投資家が

2年目に、A社が業績悪化の末、破産宣告

3年目に、業績が悪化したB社株を200万円で売却

4年目に、C社が事業に成功し株式上場、5000万円で売却した場合

（4年目の課税関係）

・エンジェル税制の適用がない場合 $4400万円 \times 1/2 \times 26\% = 572万円$

・エンジェル税制の適用がある場合 $(4400万円 \times 1/4 - 600万円 - 400万円) \times 26\% = 26万円$

税負担が、572万円から26万円へ、546万円軽減

◆手続きの流れ

①特定中小会社との投資契約の締結後、特定中小会社から経済産業局に必要書類を提出し確認を受ける。

②個人投資家が当該企業の株式について譲渡等を行うことによって、利益又は損失が生じた場合、確定申告時に必要書類に経済産業局からの確認書を添付した上で最寄りの税務署に申告。

◆問い合わせ先

中部経済産業局産業企画部新規事業課

《中小企業技術基盤強化税制》

中小企業の方が研究開発を行った場合、税制の特別措置が受けられます。

◆対象となる方

青色申告書を提出し、研究開発を行う個人または資本金1億円以下の法人等

◆措置の内容

- ①個人については、その年分の総所得金額に係る所得税額から試験研究費の10%相当額を控除する（事業所得に係る所得税額の15%相当額を限度とする）
- ②法人又は組合等については、その事業年度の所得金額に対する法人税額から試験研究費の10%相当額を控除する（事業年度の所得に対する法人税額の15%相当額を限度とする）

【活用事例】

研究開発の促進

電子機器メーカーAは、新製品の研究開発を行い、本税制措置を受け、税額控除分の金額を、研究開発に投入することにより、研究開発が促進され、早期に新製品を開発することができた。

研究開発成果の円滑な事業化

機械メーカーBは、新製品の研究開発を行い、本税制措置を受け、税額控除分の金額を、新製品の事業化資金として投入することにより、円滑に事業化することができた。

◆対象となる費用

自ら試験研究を行う場合であって、その試験研究に要した原材料費・人件費（その試験研究に専ら従事する専門的知識を備えた者に限る）・経費、その試験研究の一部として要する委託研究費、試験研究用資産の源価償却費

◆適用期間

所得税の場合：平成13年1月1日～平成14年12月31日の間に開始する事業

法人税の場合：平成13年4月1日～平成15年3月31日の間に開始する事業

◆手続きの流れ

- ①特別控除明細書（「試験研究の特別控除別表6の6」）を入手します。（最寄りの税務署の法人税課（又は所得税課）で入手できます。なお、文房具店等でも購入できます。）
- ②特別控除明細書に試験研究費の金額など必要事項を記入して、確定申告時に青色申告書と一緒に提出します。（なお、後で「税務調査」がありますので、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は保管しておいてください。）

◆問い合わせ先

最寄りの税務署の法人税課（または所得税課）までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は次のように言っていただければ分かります。

- ①法人税の場合→租税特別措置法第42条の4の試験研究費の10%減税について
- ②所得税の場合→租税特別措置法第10条の試験研究費の10%減税について

《増加試験研究税制》

試験研究費が増加傾向にある個人又は法人については、税制の優遇措置が受けられます。

◆対象となる方

青色申告書を提出する個人または法人等

◆措置の内容

適用年（適用事業年度）の試験研究費の額が過去5年間のうち、多い順に3年分（3事業年度分）の平均額を超える場合に、その超過分の15%に相当する額を所得税額（法人税額）から控除します。

ただし、適用年（適用事業年度）の試験研究費の額が前年（前年度）及び前々年（前々年度）の試験研究費の額を超えていることを条件とし、税額控除額は適用年（適用年度）の所得税額（法人税額）の12%を限度とします。（※）

※特別試験研究を行っている場合は、その特別試験研究の支出額の15%相当額を加えた額まで認められ、その場合には所得税額（法人税額）の14%相当額を限度とします。

〔試験研究費の範囲〕

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち適用年分（適用事業年度分）の所得の計算上損金に算入された金額で以下のもの。

①試験研究に係る原材料費、人件費及び経費

②委託試験研究費

③特別の法律に基づく試験研究費賦課金等

- ・中小企業経営革新支援法に基づく承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画に従って組合等が構成員に賦課した負担金
- ・鉱工業技術研究組合が賦課した負担金
- ・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく承認高度化等計画、承認高度化等円滑化計画、承認進出計画又は承認進出円滑化計画に従って商工組合等が構成員に賦課した負担金
- ・中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく認定研究開発等事業計画に従って、組合等が構成員に賦課した負担金 等

【活用事例】

創造法に基づく計画認定を受けた組合の構成員の負担軽減

創造法の計画認定を受けたA組合の構成員であるB社は、認定計画に基づく試験研究に必要な負担金をA組合に納付したが、当該負担金を試験研究費として算入することにより、本税制措置の適用を受け、負担の軽減を図ることができた。

◆適用期間

平成15年3月31日まで

◆手続きの流れ

各地の国税局または税務署に確定申告書、明細書その他必要書類を提出

◆問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

◆ 平成 14 年度税制改正の概要

1 連結納税制度

連結納税制度を創設することとし、次の措置を講ずる。

1 基本的な仕組み

(1) 適用法人、適用方法

- ① 連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社（100％子会社に該当するものを除く。）と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人（100％子会社）とする。
- ② 親会社は普通法人と協同組合等に、100％子会社は普通法人に限る。
- ③ 連結納税制度の適用は選択制とし、連結納税制度を選択する場合には、原則として、連結納税制度を適用しようとする事業年度の6月前までに承認申請書を提出し、その事業年度の開始前に国税庁長官の承認を受けるものとする。また、一旦選択した場合には継続して適用するものとする。
- ④ 親会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。
- ⑤ 連結納税制度の適用を受けた100％子会社は、連帯納付責任を負うものとし、連結所得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出する。
- ⑥ 連結事業年度は、親会社の事業年度に合わせたものとする。

(2) 連結所得金額及び連結税額の計算

- ① 連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み
 - イ 連結所得金額及び連結税額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。
 - ロ その上で、連結税額を連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして連結グループ内の各法人に配分する。
- ② 連結グループ内の法人間の取引

連結グループ内の法人間で、資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産（これらの資産のうち帳簿価額1,000万円未満のものを除く。）とする。）の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する。
- ③ 利益・損失の二重計上の防止

連結納税制度の適用を受けている100％子会社（以下「連結子会社」という。）の株式を譲渡する場合、連結納税制度の適用を取りやめる場合等には、その譲渡等の時において、その連結子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。
- ④ 連結欠損金額
 - イ 連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。
 - ロ 連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額は、親会社の前5年以内に生じた欠損金額等一定のものに限り、連結納税制度の下で繰越控除する。

ハ 連結納税制度の適用を取りやめる場合、連結子会社が連結グループから離脱する場合等には、連結欠損金額の個別帰属額をその取りやめる親会社若しくは連結子会社又は離脱する連結子会社に引き継ぐ。

⑤ 税率

連結所得に対する法人税の税率は、次のとおりとする。ただし、2年間の措置として、次の税率に2%を上乗せする。

イ 親会社が普通法人である場合の税率 30%

ロ 親会社が中小法人である場合の軽減税率（年800万円以下の部分） 22%

ハ 親会社が協同組合等である場合の軽減税率 23%

（注）親会社が特定の医療法人である場合の軽減税率は23%、親会社が特定の協同組合等に該当する場合の特例税率は26%とする。

(3) 連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入、連結グループからの離脱

① 連結納税制度の適用を受ける法人又は連結グループに加入する法人について、その適用の開始又は加入の前後でみなし事業年度を設け、その前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、その後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。

連結グループから離脱した法人は、その連結事業年度開始の日に離脱したものとみなし、5年間再加入を認めない。

② 連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入に際しては、適用開始法人又は加入法人の資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産（これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。）とする。）については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。

ただし、次に掲げる法人（加入の場合は、ニからトまでに掲げる法人）については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。

イ 親会社

ロ 株式移転に係る完全子会社

ハ 親会社に長期（5年超）保有されている100%子会社

ニ 親会社又は100%子会社により設立された100%子会社

ホ 適格合併に係る被合併法人が長期保有していた100%子会社でその適格合併により親会社の100%子会社となったもの等

ヘ 法令の規定に基づく株式の買取り等により親会社の100%子会社となったもの

ト 株式交換に係る完全子会社（その完全子会社に長期保有されていた100%子会社を含む。）で一定の要件を満たすもの

2 連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度の取扱い

受取配当については連結グループ内の連結子会社からの受取配当について負債利子を控除せずその全額を益金不算入とすることとし、減価償却費については連結グループ内の各法人の個別計

算によることとする等、連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度については、連結グループを一体として要件の判定や計算等を行うことを基本としつつ、制度の趣旨や技術的な観点も踏まえて、措置を講ずる。

3 租税回避行為の防止

多様な租税回避行為に適切に対応するため、包括的な租税回避行為防止規定等を設ける。

4 その他の整備

質問検査権、罰則等について所要の整備を行う。

5 適用関係

連結納税制度については、平成14年4月1日以後に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する事業年度から適用する。

また、連結納税制度の創設に伴い、承認に関する経過措置を講ずる。

6 連結納税制度の創設に伴う財源措置

連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するため、以下の措置を講ずる。

(1) 連結納税制度の仕組みの中での措置

① 連結納税制度を選択した法人に対する付加税（いわゆる連結付加税）の導入

連結所得に対する法人税の税率に、2年間の措置として、付加的に2%を上乗せする。

② 連結子会社の連結前欠損金の持込み制限

連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額及び連結グループ加入前に生じた欠損金額について、親会社等のものを除き連結納税制度の下での繰越控除の対象外とする。

③ 創設当初の加入子会社等の適用時期の特例（新規子会社等の加入制限）

連結納税制度の承認に関する経過措置の適用を受ける場合には、最初の連結事業年度中に連結グループに加入する法人及び連結納税制度の適用開始時の100%子会社のうち、一定のものについては、翌連結事業年度まで連結グループに加入できないものとする。

(2) 課税ベースの見直し

① 受取配当の益金不算入制度について、特定利子に係る措置を廃止するとともに、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入割合を80%から50%に引き下げる。ただし、中小法人及び協同組合等に関する経過措置等を講ずる。

② 退職給与引当金制度を廃止し、その廃止前の退職給与引当金勘定の金額については4年間（中小法人及び協同組合等にあつては10年間）で取り崩す。

③ 経過措置により存置されている旧特別修繕引当金制度を廃止し、その廃止前の旧特別修繕引当金勘定の金額については4年間で取り崩す。

(3) 財源措置の見直し

現下の厳しい財政事情に鑑み連結付加税は2年間の措置として導入することとしたことから、2年後において、連結納税制度の実施状況や財政状況等を踏まえ、改めて財源措置の見直しを行う。

2 中小企業関係税制

1 同族会社の留保金課税の軽減等

同族会社の留保金課税制度について、次の措置を講ずる。

(1) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用措置について、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者に該当する法人で前事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合が100分の3を超えるものを措置の対象に加えた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 中小法人に係る課税留保金額に対する税額については、2年間の措置として、その5%に相当する金額を軽減する。

2 交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引上げ

交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円（現行300万円）に引き上げる。

3 取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置

個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち当該会社の発行済株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、次の要件を満たす場合に限り、当該相当部分の価額のうち3億円を限度として、相続税の課税上、その課税価格を10%減額する措置を講ずる。

① 当該会社の発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が10億円未満であること。

② 被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を有しており、相続人が引き続き有し、かつ、役員として当該会社の経営に従事していたこと。

なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。

(注) 上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

4 その他

(1) 中小企業投資促進税制について、機械装置の取得価額の最低限度を160万円（現行230万円）に、リース費用総額の最低限度を210万円（現行300万円）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業技術基盤強化税制について、平成15年3月31日までの間に開始する事業年度（平成15年分）の特別税額控除割合を引き続き100分の10とする。

(3) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。

3 金融・証券税制

1 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度への改組

(1) 老人等の少額貯蓄非課税制度（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、老人等の少額預

金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度をいう。)は、同制度の適用対象者とされている身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等(以下「障害者等」という。)に対する少額貯蓄非課税制度に改組する。

(注)上記の改正は、平成18年1月1日から適用する。

なお、年齢65歳以上の者(障害者等に該当する者を除く。)の有する改正前の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用対象とされていた預貯金等につき平成18年1月1日以後に支払を受けるべき利子等のうちに当該利子等の計算期間の初日から平成17年12月31日までの期間に対応する部分がある場合には、その対応する部分の利子等については、従来どおり非課税とする。

- (2)平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用については、①老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度にあっては、同制度の適用対象者(障害者等に該当する者を除く。)のうち平成14年12月31日において非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金を有していない者は、郵便貯金の預入の際に非課税郵便貯金申込書を、②老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度にあっては、これらの制度の適用対象者(障害者等に該当する者を除く。)は、非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書(非課税貯蓄限度額変更申告書及び特別非課税貯蓄限度額変更申告書を含む。)を、それぞれ提出できないこととする。

2 特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例の創設

- (1)居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、証券会社に一定の要件を満たす特定口座(一の証券会社につき一口座に限る。)を設定し、当該特定口座を通じて取得等をした上場株式等で当該特定口座において管理されているもの(以下「特定口座内上場株式等」という。)を譲渡した場合において、当該特定口座外に当該特定口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有しているときは、これらの同一銘柄の上場株式等は、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの同一銘柄の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算等を行うこととする。
- (2)居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が選択をした特定口座において、特定口座内上場株式等の譲渡をした場合には、証券会社は、その譲渡代金の支払の際、一定の方法により計算をした差益について、15%の税率による所得税を徴収し、これを翌月10日までに納付するものとする。

この場合において、その年分の株式等の譲渡に係る譲渡所得等につき確定申告をするときは、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができることとする。

- (3)証券会社は、その年の特定口座内上場株式等に係る年間譲渡損益その他一定の事項を記載した報告書(年間取引報告書(仮称))を作成し、これを、翌年1月31日までに、特定口座内上場株式等の譲渡の対価の支払調書の提出に代えて当該証券会社の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、当該特定口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付するものとする。

(4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

3 新株予約権制度の施行に伴う税制上の整備

商法の一部改正による新株予約権制度の施行に伴い、次の措置を講ずる。

(1) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度（ストック・オプション税制）について、次の改正を行う。

① 適用対象者の範囲に、新株予約権の付与決議のあった株式会社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数の 100 分の 50 を超える数の株式（議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。）を直接又は間接に保有する関係にある法人の取締役又は使用人である個人（当該付与決議のあった株式会社の大口株主及びその特別関係者を除く。）等を加える。

② その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額を 1,200 万円（現行 1,000 万円）に引き上げる。

③ 新株予約権の付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約の要件として、当該新株予約権の行使をすることができる期間が当該付与決議の日から 10 年以内とされていること及び当該新株予約権の譲渡をすることができないこととされていること等を定める。

(2) 個人又は法人に対して有利発行の特別決議に基づき新株予約権の付与（無償によるものに限る。）をした株式会社は、当該個人又は法人からの当該新株予約権の行使（ストック・オプション税制の適用を受けるものを除く。）があった場合には、当該個人又は法人の各人別に、その者の氏名又は名称及び住所、新株予約権を行使した日、新株予約権の行使に係る株式の種類及び数量並びに当該行使に係る権利行使価額その他の事項を記載した調書を、その新株予約権の行使をした日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、当該株式会社の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

(3) その他上記(2)の調書に関する質問検査権等を定める。

(注) 上記の改正は、平成 14 年 4 月 1 日以後の新株予約権の有利発行の特別決議に基づいて締結する契約により与えられる新株予約権に係るものについて適用する。

4 その他

(1) 銀行業・証券業・保険業を営む外国法人（合算課税制度上の特定外国子会社等、国内取引相手の過少資本税制上の国外支配株主等に該当する一定の者等を除く。）、外国の中央銀行又は国際機関が、一括清算法の対象者である国内の指定金融機関又は日本銀行との間で、一括登録国債、外国の国債・政府機関債・地方債、国際機関債、外国のこれらの債券の発行体の保証債又は外国の一定の金融機関債を用いて行う一定の要件（取引期間 6 か月以内等）を満たす債券の買戻又は売戻条件付売買取引で、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に開始する取引により支払を受ける貸付金の利子について、本人確認手続等所要の規定を整備した上、所得税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。

(2) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を 3 年延長する。

- (3) 長期所有上場特定株式等を譲渡した場合の100万円特別控除の適用対象となる上場特定株式等の範囲に、証券取引所に上場されている未公開株式等投資法人（その有する資産を内国法人の未公開株式等に対する投資として運用する一定の投資法人をいう。）の投資口を加える。
- (4) 償還差益に対する分離課税等の特例制度について、原則として、割引の方法により発行される公社債（以下「割引債」という。）のすべてにつき、発行時の源泉徴収の対象とする整備を行うとともに、短期社債等の振替に関する法律に規定する短期社債等については、その保有・償還が法人に限定されるもの等一定のものに限り、発行時の源泉徴収を行わないこととする。
- (5) 特定株式投資信託の要件に関し、証券取引所に新たに上場される株価指数連動上場投資信託に対応するための所要の整備を行う。
- (6) 外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等については、配当控除及び受取配当の益金不算入を適用しない。
- (7) 特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する株式との交換をした場合の当該特定株式投資信託の受益証券の譲渡による課税の特例を廃止する。
- (8) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、国外で多数向けに募集された外国投資信託で証券投資信託に類するもの（国内で募集されたものを除く。）が支払を受ける一括登録国債の利子を、一定の要件の下に、非課税の対象とする。
- (9) 自己株式の処分に伴って生ずる譲渡益・譲渡損に相当する金額については、資本積立金額の増加・減少金額とする。

4 社会経済情勢の変化への対応

1 土地・住宅税制

- (1) 一定の要件を満たす中高層の耐火建築物及びその敷地を、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に一体として取得した場合には、当該中高層の耐火建築物及びその敷地の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の25（本則1,000分の50）等に軽減する。
- (2) 平成15年12月31日までその適用が停止されている土地・建物等に係る長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万円超の部分の30%の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を25%とする。
- (3) 収用交換等による資産の譲渡が、公共事業施行者から当該資産につき最初の買取り等の申出のあった日から6月を経過した日以後に行われている場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が当該申出のあった日から6月を経過した日までになされているときは、一定の要件の下で、収用交換等の5,000万円特別控除の適用を認める。
- (4) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の修繕又は模様替えを加える。

（注）上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成14年4月1日以後に自己の居住の用に供

する場合について適用する。

- (6) 阪神・淡路大震災に係る再建住宅等の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用期限を3年延長する。
- (7) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

2 環境・福祉への配慮

- (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備等の見直しを行うとともに、一定の設備に係る基準取得価額を取得価額の100分の50相当額（現行100分の75相当額）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 再商品化設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 次の設備を適用対象に加える。

- イ 建設混合廃棄物選別設備のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の前処理として使用されるもの

- ロ 廃木材乾燥熱圧装置、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備

- ② ペットボトルリサイクル設備、建設廃棄物再生処理装置（破碎装置、加熱混合装置）及び生ゴミ処理機を適用対象から除外する。

- ③ 再生紙製造設備に係る基準取得価額を取得価額の100分の50相当額（現行100分の75相当額）に引き下げる。

- ④ 償却割合を100分の23（現行100分の25）に引き下げる。

- (3) 障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物の範囲に一定の増改築等を加えた上、割増率を100分の10（現行100分の12）に引き下げる。
- (5) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (6) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (7) 山林に関する相続税について、次の措置を講ずる。

- ① 個人が相続又は遺贈により取得した山林（立木及び林地）のうち被相続人が森林施業計画を作成しており、かつ、相続人が引き続き森林施業計画に基づく施業を継続していた場合の当該森林施業計画が作成されている区域内に存する山林については、相続税の課税上、その課税価格を5%減額する措置を講ずる。

なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。

(注) 上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

- ② 計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、その適用要件である森林施業計画に係る立木の価額の課税相続財産の価額に占める割合を20%以上（現行30%以上）に引き下げるとともに、利子税の割合を年0.6% [年1.2%]（現行年1.6% [年3.0%]）に引き下げる。

(注) 利子税の割合の本書きは、利子税の割合の特例措置の適用後の利子税の割合（公定歩合が年0.1%の場合）であり、[]書きは、利子税の割合の特例措置の適用前の利子税の割合である。

- (8) 自動車リサイクル法（仮称）の制定及び道路運送車両法の改正により、マニフェスト（仮称）が義務付けられるとともに抹消制度が整備されることに伴い、マニフェスト（仮称）により、使用済み自動車が適正に解体処理されたことが陸運支局長等により確認された場合に、自動車検査証の有効期間の残期間に相当する自動車重量税額を還付する措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、自動車リサイクル法（仮称）によりマニフェスト（仮称）が義務付けられるとともに道路運送車両法の改正により抹消制度が整備される時期に合わせて実施する。

3 沖縄の経済振興等に係る税制上の措置

沖縄振興特別措置法（仮称）の制定等に伴い、次の税制上の措置を講ずる。

- (1) 金融業務特別地区（仮称）内において新設された法人のうち、専ら同地区内で金融業又は金融関連業務を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む金融業又は金融関連業務から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、所得控除額は金融業務特別地区内における人件費の100分の20を限度とし、下記(2)の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (2) 金融業務特別地区（仮称）内において新增設された金融業又は金融関連業務用の建物等、機械装置及び特定の器具備品について、取得価額の100分の15（建物等については、100分の8）の特別税額控除を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (3) 特定情報中枢機能振興地区（仮称）内において新設された法人のうち、専ら同地区内で特定の情報中枢事業を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む特定の情報中枢事業から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、下記(6)②の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (4) 産業総合振興地域（仮称）内において新增設された工業等の用に供される機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34（建物等については、100分の20）の特別償却又は取得価額の100分の15（建物等については、100分の8）の特別税額控除の選択適用を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (5) 沖縄振興特別措置法（仮称）において中小企業経営革新支援法の特例措置が講じられることに伴い、次の税制措置を講ずる。
- ① 経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者が取得する承認経営革新計画に定める機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34（建物等については、100分の20）の特別償却又は取得価額の100分の15（建物等については、100分の8）の特別税額控除の選択適用（一定の要件を満たすリース資産（機械装置及び器具備品に限る。）についても、特別税額控除を適用）を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分

の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。

- ② 経営基盤強化計画を実施する沖縄の中小企業者が有する機械装置及び建物等について、100分の27の割増償却を認める。
 - ③ 経営革新計画の承認を受けた沖縄の組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費の特別税額控除制度の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。
 - ④ 経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者の欠損金額について、前1年間の繰戻し還付を認める。
- (6) 沖縄振興開発特別措置法に基づいて講じられている次の措置については、次のとおり拡充又は適用期限の延長を行う。
- ① 特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除制度の認定期限を平成19年3月31日まで延長するとともに、自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を新增設した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を5年延長する。
 - ② 情報通信産業振興地域において情報通信産業用機械等を新增設した場合の特別税額控除制度について、対象業務及び対象設備を拡充した上、その適用期限を5年延長する。
 - ③ 観光振興地域について、地域指定要件及び対象施設要件の緩和を行った上、同地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の特別税額控除制度の適用期限を5年延長する。
 - ④ 沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度の適用期限を5年延長する。
 - ⑤ 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を5年延長する。また、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の措置として、対象となる路線に、沖縄県の離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線のうち特定離島路線に係る航空機燃料税の税率の特例措置の対象とされている路線を加える。
- (7) 次の復帰特別措置の適用期限を5年延長する。
- ① 県産酒類に係る酒税の軽減措置
 - ② 揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置
 - ③ 輸出品販売場に係る消費税の特例措置

4 その他

- (1) 2005年日本国際博覧会出展準備金（仮称）制度を創設する。
- (2) 全国新幹線鉄道整備法において新幹線鉄道大規模改修引当金（仮称）が義務付けられることに伴い、新幹線鉄道大規模改修準備金（仮称）制度を創設する。
- (3) 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却制度について、漁業経営改善計画（仮称）を実施する漁業者が取得する漁船につき、5年間普通償却限度額の100分の14の割増償却を認める措置に改組する。
- (4) 中小漁業構造改善計画に基づき漁業者が建造する漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、漁業経営改善計画（仮称）を実施する漁業者が、漁船を取得した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1,000分の3（本則1,000分の4）に軽減する措置に改組した上、その適用期限を2年延長する。

- (5) 公益法人等の収益事業に係る課税について、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業を請負業の範囲から除外する。
- (6) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次に掲げる法人を加える。
 - ① 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人
 - ② 障害者スポーツの総合的な普及振興及び障害者スポーツを行う他の団体に対する支援を主たる目的とする民法法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- (7) 相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人を加える。
- (8) 認定NPO法人制度について、認定要件の一部を緩和する。

5 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 中小企業新技術体化投資促進税制
- (2) 沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別税額控除又は特別償却
- (3) 沖縄の特別中小企業者が事業化設備等を取得した場合等の特別税額控除
- (4) 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除
- (5) 再生資源分別回収設備の特別償却
- (6) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- (7) 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却
- (8) 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- (9) 自由貿易地域投資損失準備金
- (10) 創業中小企業投資損失準備金
- (11) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (12) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (13) 新事業創出促進法の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (14) 沿道整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (15) 鉄道事業者が日本鉄道建設公団から無償で取得する鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税
- (16) 沖縄の料飲店用輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減

2 縮減等

(1) 特別償却

- ① 公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。
 - イ 一般公害防止用設備の構築物に係る償却割合を100分の12（現行100分の16）に引き下げる。
 - ロ 脱特定物質対応型設備に係る取得価額の最低限度を230万円（現行200万円）に引き上げる。
- ② 電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備の範囲の見直しを行う。
- ③ 船舶等の特別償却制度について、船員訓練設備に係る償却割合を100分の10（現行100分の16）に引き下げる。
- ④ 特定中核的民間施設等の特別償却制度のうち、山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度の建物等に係る取得価額の最低限度を2,000万円（現行1,700万円）に引き上げる。
- ⑤ 地震防災対策用資産の特別償却制度について、償却割合を100分の9（現行100分の10）に引き下げる。
- ⑥ 事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。
 - イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、対象設備の見直しを行う。
 - ロ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置について、償却割合を、機械装置にあっては100分の12（現行100分の14）に、建物等にあっては100分の6（現行100分の7）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を平成15年6月30日まで延長する。
- ⑦ 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。
 - イ 電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、加入者系光ファイバケーブルに係る償却割合を100分の6（現行100分の7）に引き下げるとともに、電気通信事業者が取得する次世代インターネットプロトコル対応のルーター（事業所と加入者間の事業所側に設置するものに限る。）につき100分の12の特別償却を認める。
 - ロ 電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、回線切替装置に係る償却割合を100分の5（現行100分の6）に引き下げる。
 - ハ 不正アクセス対策用設備に係る特別償却について、ファイアウォール装置に係る償却割合を100分の15（現行100分の20）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑧ 商業施設等の特別償却制度について、食品流通構造改善促進法の共同利用施設及び食品商業集積施設に係る措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。
- ⑨ 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の20（現行100分の22）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑩ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の9（現行100分の10）に引き下げるとともに、対象資産の取得価額の最低

限度を2,800万円超（現行2,500万円超）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

- ⑪ 医療用機器等の特別償却制度について、一般の医療用機器に係る取得価額の最低限度を500万円（現行400万円）に引き上げる。
- ⑫ 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、共同改善計画に係る措置の割増率を100分の12（現行100分の14）に引き下げた上、林業経営改善計画に係る措置及び共同改善計画に係る措置の適用期限を2年延長する。
- ⑬ 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、割増率を、耐用年数35年以上のものにあっては100分の40（現行100分の44）に、耐用年数35年未満のものにあっては100分の30（現行100分の32）にそれぞれ引き下げるとともに、都心共同住宅に係る措置の適用対象から高度利用地区の区域及び再開発地区計画の区域内の建築物を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ⑭ 倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を100分の12（現行100分の16）に引き下げるとともに、対象資産に係る規模要件を引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 準備金等

- ① 海外投資等損失準備金制度について、特定の海外債権に係る措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。
- ② プログラム等準備金制度について、次の見直しを行う。
 - イ 汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用の積立てについて、積立率を100分の10（現行100分の13）に引き下げるとともに、積立限度額を年5億円（現行年6億5,000万円）に引き下げる。
 - ロ 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用に係る積立率を収入金額100億円以下の部分にあっては100分の20（現行100分の23）に、収入金額100億円超の部分にあっては100分の10（現行100分の15）にそれぞれ引き下げる。
 - ハ 情報処理システムの企画等の役務の開発に要する費用に係る積立率を100分の7（現行100分の9）に引き下げる。
 - ニ データベースの構成に要する費用に係る積立率を収入金額100億円超の部分にあっては、100分の6（現行100分の8）に引き下げる。
 - ホ 統合情報処理システムサービスの補修費用に係る積立限度額を年5億円（現行年10億円）に引き下げる。
- ③ 異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。
 - イ 火災保険等に係る異常危険準備金について、洗替保証限度額を現行の当年度保険料の100分の34相当額から、平成14年度にあっては100分の32相当額に、平成15年度にあっては100分の30相当額に引き下げる。
 - ロ 船舶保険等に係る異常危険準備金及び原子力保険に係る異常危険準備金について、準備金の積立て後10年を経過したものについては益金の額に算入する。
- ④ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から次に掲げる業務に充てるための負担金を除外する。

- イ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の基本構想に係る生涯学習の機会の提供に必要な一定の業務
- ロ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の振興財団が行う特定施設の整備事業に必要な一定の業務等
- ハ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区の施設整備に関する業務

(3) 登録免許税の特例

- ① 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から次の登記を除外した上、その適用期限を2年延長する。
 - イ 農地法第36条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記
 - ロ 農地法第61条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記及び移転登記
- ② 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5（現行1,000分の1）に引き上げる。
- ③ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。
 - イ 漁業協同組合が、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に、水産業協同組合法の規定に基づき漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合について、税率を1,000分の6（本則1,000分の50）等に軽減する措置を加える。
 - ロ 森林組合が森林組合法の規定により森林組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置を廃止する。
 - ハ 農業共済組合が農業災害補償法の規定により農業共済組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- ④ 中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。
 - イ 事業協同組合等が旧中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の軽減措置について、経過措置の一部を見直した上、その適用期限を1年延長する。
 - ロ 事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の軽減措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。
- ⑤ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5（現行1,000分の1）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑥ 公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象者の範囲を見直した上、その適用期限を1年延長する。
- ⑦ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。
 - イ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の軽減措置を廃止する。

ロ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の軽減措置について、適用対象となる施設の範囲から、一定の漁港施設を除外する。

⑧ 民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置を1,000分の6（本則1,000分の50）の税率による軽減措置に改組した上、その適用期限を3年延長する。

⑨ 不動産特定共同事業の事業者が取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から任意組合型の契約に係る事業を除外した上、その適用期限を2年延長する。

⑩ 認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の軽減措置について、適用対象となる施設等の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。

ロ 新事業創出促進法に規定する認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得した場合の軽減措置を廃止する。

(4) その他工業等開発地区内の農用地等を譲渡した場合の800万円特別控除、工業等開発地区への事業用資産の買換え特例、特定事業所に係る海外投資等損失準備金、沖縄の旧中小企業近代化促進法に係る措置等について、廃止する。

3 適用期限の延長

(1) 次に掲げる特別措置の適用期限を5年延長する。

① 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例

② 日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業に基づき、旅客鉄道株式会社等が交換により取得した建物に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税

③ 旧自作農創設特別措置法等に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税

(2) 特定余暇利用施設の特別償却制度について、基本構想の変更同意期限を2年延長する。

(3) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度の適用期限を2年延長する。

(4) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限を2年延長する。

(5) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

① 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例

② 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

③ 航空機の特別償却

④ 特定都市鉄道整備準備金

⑤ ガス熱量変更準備金

⑥ 特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例

⑦ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

- ⑧ 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ⑨ 特定の輸入石油製品等に係る石油税の免税
 - ⑩ 特定の国産石油製品に係る石油税の還付
 - ⑪ 約束手形に係る印紙税の税率等の特例（コマーシャル・ペーパーの税率の軽減）
- (6) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。
- ① 清酒等に係る酒税の税率の特例
 - ② 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

6 その他

- 1 国立ハンセン病療養所等を退所した者に対してハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される退所者給与金については、所得税を課さないこととする。
- 2 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、対象となる国庫補助金等の範囲に次に掲げる助成金等を加える。
 - (1) 電波法の特定周波数変更対策業務に基づく指定周波数変更対策機関の給付金
 - (2) 農畜産業振興事業団法附則第11条第1項の砂糖生産振興資金を活用して行う事業に基づく農畜産業振興事業団の助成金
 - (3) 産業技術力強化法に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で高効率次世代半導体製造システム技術開発補助事業等に係るもの
- 3 非居住者又は外国法人が匿名組合契約に基づいて支払を受ける利益の分配について、国内の事業者が10人未満の匿名組合員と匿名組合契約を締結している場合における利益の分配を、源泉徴収の対象とする。

（注）上記の改正は、平成14年4月1日以後に支払われる利益の分配について適用する。
- 4 外国税額控除制度について、外国法人税又は外国所得税が控除対象とされない通常行われぬ取引の範囲に、債権譲渡を利用した租税回避取引を加える等所要の整備を行う。
- 5 簡易な簿記の方法により記録している者に係る青色申告特別控除の特例の適用期限を3年延長する。
- 6 被災代替資産等の特別償却制度の適用期限を3年延長する。
- 7 震災特例法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の適用期限を3年延長する。
- 8 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税について、税率の特例措置を講ずる。
- 9 揮発油税及び地方道路税の免税対象となる灯油の規格のうち、初留温度を140度（現行145度）に引き下げる。
- 10 石油化学製品の製造のため消費される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置の対象範囲に、ポリビニルエーテルの製造のためビニルエーテルの重合溶剤用として消費される揮発油を追加する。
- 11 その他所要の税制の整備を行う。

石川県中小企業活力強化集会開催される

平成 14 年度石川県中小企業活力強化集会が、9 月 24 日（火）午後 3 時半よりホテル日航金沢において、約 120 名の出席者のもと開催されました。

集会は、山出 保 石川県市長会会長、谷本県知事の代理として齊藤 直 石川県商工労働部部長を来賓としてお迎えし、五嶋耕太郎中央会会長挨拶の後、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会会長 奥 清 氏を講師として迎え、「親と子」をテーマに記念講演が行われました。

講演に続き、中小企業者の声をより効果的な形で施策に反映させることを目的に、石川県中小企業青年中央会 宮谷隆之副会長より下記の事項について宣言がなされ、提案された宣言に対し、出席者は盛大な拍手をもって賛同し、集会は盛会裡に終了しました。

記

1. デフレ克服のための税制上の緊急特別措置の実施
2. 法人事業税への外形標準課税の導入絶対反対
3. 消費税の免税点制度および簡易課税制度の維持存続
4. ペイオフ制度全面解禁の延期
5. 政府系中小企業金融機関の改革論議の当面の凍結
6. 景気に十分配慮した予算編成
7. 中小企業対策の拡充強化
8. 地域空洞化克服のための対策の強化
9. 地域特性を生かした街づくり推進策の促進
10. 実効性ある雇用対策の早期実現
11. 中小企業における企業年金制度の普及促進



講演会風景



宮谷青年中央会副会長

休眠組合整理の実施について

本年度は、3年に一度の「長期間にわたり事業を実施していない組合」（休眠組合）の整理を行う年度に当たります。

今回は平成11年10月1日から平成14年9月30日の間に、県に対して提出義務のある下記書類の提出がない組合が対象となりますので、各組合におかれましては、今一度確認され、未提出の場合は至急提出するようにお願いします。

なお、提出のない場合は、法により解散を命じられることがありますのでご注意ください。

◎提出義務書類

1. 決算関係書類
2. 役員変更届

◎根拠法令

- ・商工組合、協業組合 : 中小企業団体の組織に関する法律
- ・上記以外の組合 : 中小企業等協同組合法

※なお、行政庁の休眠組合整理のスケジュールは下記のとおりとなっています。

| 時 期 | 行 政 庁 |
|-------|---|
| 9月中旬 | 「制度を周知するための文書」を発送(8月末時点の休眠対象組合) |
| 10月中旬 | 「解散の命令のための確認の通知」を発送 (決算書類等の提出を要請:回答期限 11月中旬) |
| 12月中旬 | 「聴聞の通知」の文書を発送 |
| 1月上旬 | 聴聞(出頭)の実施 |
| 2月中旬 | 解散命令の発動 通知が返戻された組合に対しては公示送達(官報公告)により解散命令を発動 |
| 3月上旬 | 解散命令嘱託登記依頼 |

株式会社の経営者の方へ～休眠会社整理のお知らせ～

全国の法務局では、本年10月から、5年以上登記のない株式会社について、商法第406条ノ3の規定による休眠会社の整理作業を行います。

本年10月1日の時点で最後の登記から5年を経過している株式会社は、12月2日（月）までに登記の申請又は「まだ営業を廃止していない」旨の届出をしない限り、解散したものとみなされ、職権で解散の登記がされますので、注意が必要です。

ご不明な点は、お近くの法務局までお問い合わせ下さい。

〈休眠会社の整理を行う理由〉

商法の規定により、株式会社の取締役の任期は2年とされ、取締役の交替や重任の場合にはその旨の登記が必要ですから、株式会社については、少なくとも2年に1度、取締役についての変更の登記がされるはずですが、また、取締役に限らず、会社の登記事項に変更があった場合には、所定の期間内にその変更の登記をすることとされています。

したがって、長期間登記がされていない株式会社は、既に営業を廃止し、実体のない会社となっている可能性が高く、このような休眠会社の登記をそのままにしておくと、種々の弊害が生じるおそれがあります。

そこで、全国の法務局では、定期的（おおむね5年ごと）に、休眠会社の整理作業を行っています。

〈休眠会社とされる会社の範囲〉

本年10月1日の時点で最後の登記から5年を経過している株式会社（有限会社は含まれません。）が該当します。5年以内に登記簿謄本や代表者の印鑑証明書の交付を受けたかどうかは、関係がありません。

また、登記所からの通知のはがきは何らかの理由で届かない場合にも、手続は進められますので、注意が必要です。

〈休眠会社の整理作業の概要〉

- (1) 本年10月1日付けで、法務大臣による官報公告が行われます。
- (2) 整理作業の対象となっている会社に対しては、登記所から郵便はがきで(1)の公告が行われた旨の通知を発送します。
- (3) まだ営業を廃止していない会社は、12月2日までに、「まだ営業を廃止していない」旨の届出をすることができます。
- (4) 12月2日までに、(3)の届出がなく、かつ、登記の申請もされなかった会社については、12月3日付けで解散したものとみなし、登記官が職権で解散の登記をします。
- (5) 解散後3年以内であれば、株主総会の特別決議により、会社を継続することができます。

〈「まだ営業を廃止していない」旨の届出の方法〉

登記所からの通知のはがきを利用して、所定の事項を記載し、郵送又は持参して下さい。

はがきを利用しない場合には、書面に商法施行規則第111条所定の事項（*）を記載し、登記所に提出済みの代表者印を押印して、提出して下さい。

いずれの場合も、所定の事項を正確に記載して下さい（不備があると、適式な届出として認められないことがあります。）。

なお、12月2日までに、その会社について役員変更等の登記の申請をすれば、解散したものとみなされません。

* 規則で定められている事項は、次のとおりです（なお、代理人によって届出をするときは、代表者印を押した委任状を添付して下さい。）。

- 1 会社の商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所
- 2 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
- 3 まだ営業を廃止していない旨
- 4 年月日
- 5 登記所の表示

会社の商号の登記、ローマ字等の使用が可能に

法務省はこのほど、商業登記規則等の一部改正について発表しました。従来、商業・法人登記では、会社の商号の登記にローマ字を使用することはできませんでしたが、社会経済の国際化、日本語表記の多様化等から、一般に会社の商号の表記にローマ字が使われる場合が多くなり、商号の登記についても、ローマ字を使って表記したいという要望が増えてきました。そこで、同省では商業登記規則等の改正により、商号の登記について、ローマ字その他の符号（「&」、「'」など）を使用することができるようにしました。今回の改正は、平成14年11月1日から施行されます。概要は下記のとおりです。

改正の内容

(1) 商業登記規則等の一部改正について（商業登記規則新旧対照条文）

商号の登記について、ローマ字その他の符号で法務大臣が指定するものを用いることができることとしました。

会社以外の法人の名称の登記についても、同様です。

(2) 商号の登記に用いることができる符号について（法務省告示）

商号の登記に用いることができるローマ字その他の符号については、その範囲を明確にするため、法務大臣の告示により指定することとしています。

告示により指定された符号は、次のとおりです。

(ア) ローマ字（大文字及び小文字）

(イ) アラビア数字

(ウ) 「&」（アンパサンド）

「'」（アポストロフィー）

「,」（コンマ）

「—」（ハイフン）

「.」（ピリオド）

「・」（中点）

(ウ) の符号は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。ただし、「.」（ピリオド）については、省略を表すものとして商号の末尾に用いることもできます。

既存の会社の商号の登記にローマ字を用いるための手続

(1) 改正省令の施行前から、定款上、商号にローマ字を用いている場合

従来から、定款で定める商号にローマ字を用いることは差し支えないとされていたため、定款上は商号中にローマ字を用い、登記上はその部分がカタカナで表記されている会社があります。

このような会社が登記上の商号にもローマ字を用いる場合には、登記の更正の申請をすることにより、商号を訂正することができます。

(2) (1) 以外の場合

定款上の商号が日本文字で表記されている会社が、ローマ字を用いることとしたい場合には、まず、会社の定款の変更が必要です。定款の変更後に、商号の変更の登記を申請してください。

施行期日

平成14年11月1日から施行されます。

決算書類の公開を支援します

商法の規定に基づく貸借対照表の公開を全国中央会のホームページで！

株式会社は、これまで「貸借対照表又はその要旨」を「官報」又は「日刊新聞」で「公告」しなければなりませんでした。これに代えて「インターネット上での貸借対照表の公開」が新しい選択肢として加わりました。（平成13年秋の臨時国会で改正された商法（平成13年法律第128号）第283条第4項、第5項。平成14年4月1日施行）

株式会社の「株主」と「債権者」は、会社の計算書類を見ることができますが（閲覧権）、これから新たに取引関係に入ろうと考えている人など、一般公衆に対しては、官報・日刊新聞による「公告」をしなければならないことが法定されていましたが、費用がかかるため履行するのが大会社の一部に限られ、公告する会社が少ないのが実情でした。

しかしながら、そもそも株式会社という会社形態は、不幸にして会社が倒産し、会社財産を処分しても債権者に債務を弁済できない場合であっても、株主は会社に出資した額を限度としてしか責任を負わない、つまり、株主個人の財産処分までは求められないという「有限責任制度」のメリットが得られる会社です。

このような有限責任制度の会社である株式会社に対しては、情報の開示（ディスクロージャー）が求められています。「公告」か「公開」をしない場合、100万円以下の過料に処せられることになっています。

これから自社ホームページを作成し、貸借対照表を掲載する作業に手間をかけたくないという場合には、安価な費用で全国中央会ホームページに掲載し、「公開」することができます。

これからは中小企業も情報開示の時代です。

自ら積極的に計算書類を公開することで、会社の信用を高めるとともに、新たな取引先の拡大や資金調達先の多様化につながるよう、新しい制度を積極的に活用しましょう。

詳しくは……

中央会までお問い合わせください。



外形標準課税導入反対署名運動へのご協力方お願いについて

平成14年度税制改正につきましては、経済界を挙げて反対していた法人事業税への外形標準課税導入については、賃金・資本金等を課税標準とする総務省案が受け入れられず、とりあえず見送られることとなりました。しかし、与党税制改正大綱には「今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目処にその導入を図る」と明記されているように、導入の火種が消えたわけではありません。

そこで、中央会をはじめ商工会議所、商工会連合会、商店街振興組合連合会の中小企業関係4団体では、その導入反対運動の一環として、関係方面に対して経済界の意見、とりわけ中小企業の生の声を訴えることを目的に、「外形標準課税導入反対署名運動」を展開しています。

<外形標準課税の問題点>

1. 最大の課税ベースが「賃金」であり、現下の厳しい雇用情勢の中で労働集約的な中小企業には壊滅的な大打撃となること。
2. ベンチャー・新規創業促進等に逆行すること。
3. 赤字法人や黒字法人も含め、大多数の中小法人にとって負担能力を超えた課税となること。
4. 赤字法人でも法人住民税「均等割」や固定資産税を負担しており、二重の応益負担となること。
5. 納税・徴税コストが新たに増大すること。

など、多くの問題点を含んでおり、わが国経済及び中小企業に及ぼす悪影響は極めて重大かつ深刻であり、絶対に行われるべきではありません。

今後とも、署名運動に対しまして、会員の皆様のご理解をいただき、より一層ご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

中央会周辺の住所が変わりました！

平成14年10月26日より、来年1月の石川県庁舎移転に伴い、中央会周辺の住所等が下記のとおり変更になりましたので、お知らせいたします。

記

◎中央会新住所

石川県中小企業団体中央会
〒920-8203
金沢市鞍月2丁目1番地
地場産業振興センター本館3階

◎産業振興ゾーン新旧住所

| 名称(略称) | (旧) | (新) |
|----------------|----------|-----------|
| 中央会 | 戸水町180番地 | 鞍月2丁目1番地 |
| 地場産業振興センター本館 | 戸水町180番地 | 鞍月2丁目1番地 |
| 地場産業振興センター新館 | 戸水町165番地 | 鞍月2丁目20番地 |
| 繊維会館 | 戸水町170番地 | 鞍月2丁目2番地 |
| 鉄工会館 | 戸水町172番地 | 鞍月2丁目3番地 |
| 工業試験場 | 戸水町口1番地 | 鞍月2丁目1番地 |
| ソフトウェア研修開発センター | 戸水町177番地 | 鞍月2丁目1番地 |

標準者(モデル)賃金調査結果について(社団法人石川県経営者協会)

このたび、(社)石川県経営者協会では、会員企業403社を対象に本年6月度賃金についての調査を実施しました(回答115社)。この調査は毎年実施しているもので、石川県下企業の標準勤続者の年齢別賃金の実態と動向を把握し、賃金対策の参考資料とすることを目的としています。

標準者賃金とは、「標準的に進学し、卒業後ただちに入社し、その後標準的に昇進・昇格した者」、たとえば「大卒・事務職・年齢35歳・勤続13年」といった条件設定をして、同じ条件で調査したものです。

なお、A職群とB職群の区分は、次のとおりです。

| A職群・コース(基幹職) | B職群・コース(補助職) |
|-------------------|-----------------|
| 1. 総合職 | 1. 一般職 |
| 2. 広域(非限定地)勤務コース | 2. 限定地勤務コース |
| 3. 基幹的・判断的職務(コース) | 3. 定型型・補助的職務コース |

全産業平均

| 学 区 歴 分 | 年 齢 | 勤 続 | 社 数 | A職群・コース(基幹職) | | | 社 数 | B職群・コース(補助職) | | |
|---------------------------------|--------|--------|---------|-------------------|----------------------------|--------|---------|-------------------|----------------------------|--------|
| | | | | 所定内賃金 (除 通勤手当) | 基本給 (およびこれに 添する賃金部分) | その他 | | 所定内賃金 (除 通勤手当) | 基本給 (およびこれに 添する賃金部分) | その他 |
| 大 学 卒 | 22 | 0 | 73 | 188,619 | 182,686 | 5,933 | 24 | 172,600 | 169,333 | 3,267 |
| | 23 | 1 | 70 | 196,771 | 187,397 | 9,374 | 16 | 176,135 | 174,323 | 1,813 |
| | 25 | 3 | 74 | 208,038 | 198,497 | 9,541 | 19 | 190,354 | 183,102 | 7,252 |
| | 27 | 5 | 75 | 225,074 | 208,689 | 16,385 | 23 | 191,822 | 189,290 | 2,532 |
| | 30 | 8 | 82 | 256,032 | 230,985 | 25,047 | 13 | 204,274 | 199,012 | 5,262 |
| | 35 | 13 | 66 | 305,953 | 270,423 | 35,530 | 11 | 238,424 | 231,333 | 7,091 |
| | 40 | 18 | 71 | 362,876 | 309,232 | 53,643 | 6 | 267,995 | 256,662 | 11,333 |
| | 45 | 23 | 65 | 409,316 | 343,903 | 65,412 | 6 | 288,303 | 276,970 | 11,333 |
| | 50 | 28 | 51 | 473,810 | 399,047 | 74,763 | 6 | 339,117 | 294,367 | 44,750 |
| | 55 | 33 | 38 | 479,268 | 413,897 | 65,371 | 5 | 354,320 | 340,720 | 13,600 |
| 60 | 38 | 14 | 395,546 | 349,667 | 45,879 | 4 | 364,775 | 345,275 | 19,500 | |
| 短 大 ・ 高 専 卒 | 20 | 0 | 37 | 167,819 | 163,016 | 4,803 | 34 | 155,834 | 153,515 | 2,319 |
| | 22 | 2 | 33 | 178,161 | 172,340 | 5,820 | 31 | 164,378 | 159,431 | 4,946 |
| | 25 | 5 | 41 | 193,959 | 181,616 | 12,344 | 40 | 176,453 | 173,497 | 2,956 |
| | 27 | 7 | 42 | 210,432 | 197,163 | 13,268 | 33 | 183,964 | 180,853 | 3,111 |
| | 30 | 10 | 50 | 235,121 | 216,196 | 18,925 | 32 | 202,630 | 195,437 | 7,193 |
| | 35 | 15 | 32 | 273,413 | 248,772 | 24,641 | 19 | 217,086 | 212,465 | 4,621 |
| | 40 | 20 | 35 | 328,752 | 277,064 | 51,688 | 17 | 235,876 | 226,114 | 9,762 |
| | 45 | 25 | 23 | 369,517 | 323,330 | 46,187 | 13 | 255,706 | 247,363 | 8,342 |
| | 50 | 30 | 22 | 422,653 | 362,778 | 59,875 | 8 | 297,441 | 283,979 | 13,463 |
| | 55 | 35 | 17 | 431,481 | 379,710 | 51,771 | 7 | 325,647 | 308,004 | 17,643 |
| 60 | 40 | 11 | 433,584 | 388,902 | 44,682 | 5 | 319,906 | 306,306 | 13,600 | |
| 高 校 卒 | 18 | 0 | 36 | 157,215 | 150,687 | 6,528 | 28 | 147,283 | 141,927 | 5,356 |
| | 20 | 2 | 21 | 167,641 | 162,075 | 5,567 | 24 | 152,845 | 149,605 | 3,240 |
| | 22 | 4 | 27 | 178,243 | 169,061 | 9,182 | 27 | 163,990 | 161,261 | 2,730 |
| | 25 | 7 | 30 | 193,822 | 180,609 | 13,213 | 26 | 174,230 | 170,443 | 3,788 |
| | 27 | 9 | 34 | 217,022 | 200,135 | 16,887 | 28 | 185,019 | 178,620 | 6,399 |
| | 30 | 12 | 43 | 243,169 | 221,873 | 21,296 | 33 | 195,518 | 188,991 | 6,528 |
| | 35 | 17 | 40 | 280,213 | 247,156 | 33,057 | 23 | 204,125 | 199,973 | 4,152 |
| | 40 | 22 | 39 | 326,615 | 286,143 | 40,473 | 21* | 217,960 | 209,648 | 8,312 |
| | 45 | 27 | 32 | 372,738 | 318,132 | 54,606 | 20 | 245,323 | 235,228 | 10,095 |
| | 50 | 32 | 43 | 420,823 | 368,856 | 51,967 | 18 | 262,404 | 250,076 | 12,328 |
| 55 | 37 | 36 | 455,287 | 395,719 | 59,567 | 11 | 274,745 | 263,900 | 10,845 | |
| 60 | 42 | 12 | 414,142 | 376,858 | 37,283 | 8 | 286,752 | 274,652 | 12,100 | |
| 高 校 技 能 労 務 卒 | 18 | 0 | 27 | 156,876 | 151,259 | 5,618 | 17 | 152,346 | 144,950 | 7,396 |
| | 20 | 2 | 29 | 167,760 | 160,054 | 7,706 | 12 | 157,699 | 150,540 | 7,159 |
| | 22 | 4 | 31 | 173,023 | 166,817 | 6,206 | 16 | 167,956 | 160,515 | 7,441 |
| | 25 | 7 | 31 | 188,803 | 180,310 | 8,493 | 18 | 180,902 | 172,237 | 8,665 |
| | 27 | 9 | 29 | 199,726 | 189,299 | 10,428 | 17 | 191,793 | 180,530 | 11,263 |
| | 30 | 12 | 35 | 225,129 | 206,685 | 18,444 | 18 | 200,940 | 189,269 | 11,671 |
| | 35 | 17 | 30 | 266,647 | 238,635 | 28,012 | 12 | 223,474 | 212,032 | 11,443 |
| | 40 | 22 | 24 | 279,773 | 257,143 | 22,630 | 10 | 223,287 | 211,697 | 11,590 |
| | 45 | 27 | 20 | 301,508 | 276,964 | 24,544 | 10 | 233,063 | 224,090 | 8,973 |
| | 50 | 32 | 25 | 355,337 | 322,496 | 32,841 | 8 | 244,424 | 238,074 | 6,350 |
| 55 | 37 | 19 | 363,730 | 335,840 | 27,890 | 5 | 278,000 | 268,340 | 9,660 | |
| 60 | 42 | 7 | 327,134 | 316,305 | 10,829 | 3 | 254,042 | 242,608 | 11,433 | |

「石川県最低賃金のお知らせ」

時間額 645 円（日額の表示は廃止されました。）

石川労働局では石川地方最低賃金審議会から答申を受け、平成14年10月1日から石川県最低賃金の日額表示を廃止し、現行の時間額645円を据置ことを決定しました。

この石川県最低賃金はビル清掃作業員、理容美容見習、看護婦見習、旅館手伝いをはじめ、パート・臨時・アルバイトなど職種、雇用形態を問わず、又、年齢・性別に関係なく石川県内で働く全ての労働者に適用されますので、使用者はこれを下回る賃金で使用することは出来ません。

日給制の賃金の場合は、日給額を1日の所定労働時間で割って、又、月給制の賃金の場合は、1ヶ月の所定労働時間で割って、時間額に換算して最低賃金と比較して下さい。

詳細については、石川労働局「(076)265-4425」又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

また、石川労働局のホームページ <http://www.roudou.go.jp> もご覧下さい。

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

石川県中小企業団体中央会（TEL 076-267-7711）

＝日 程＝

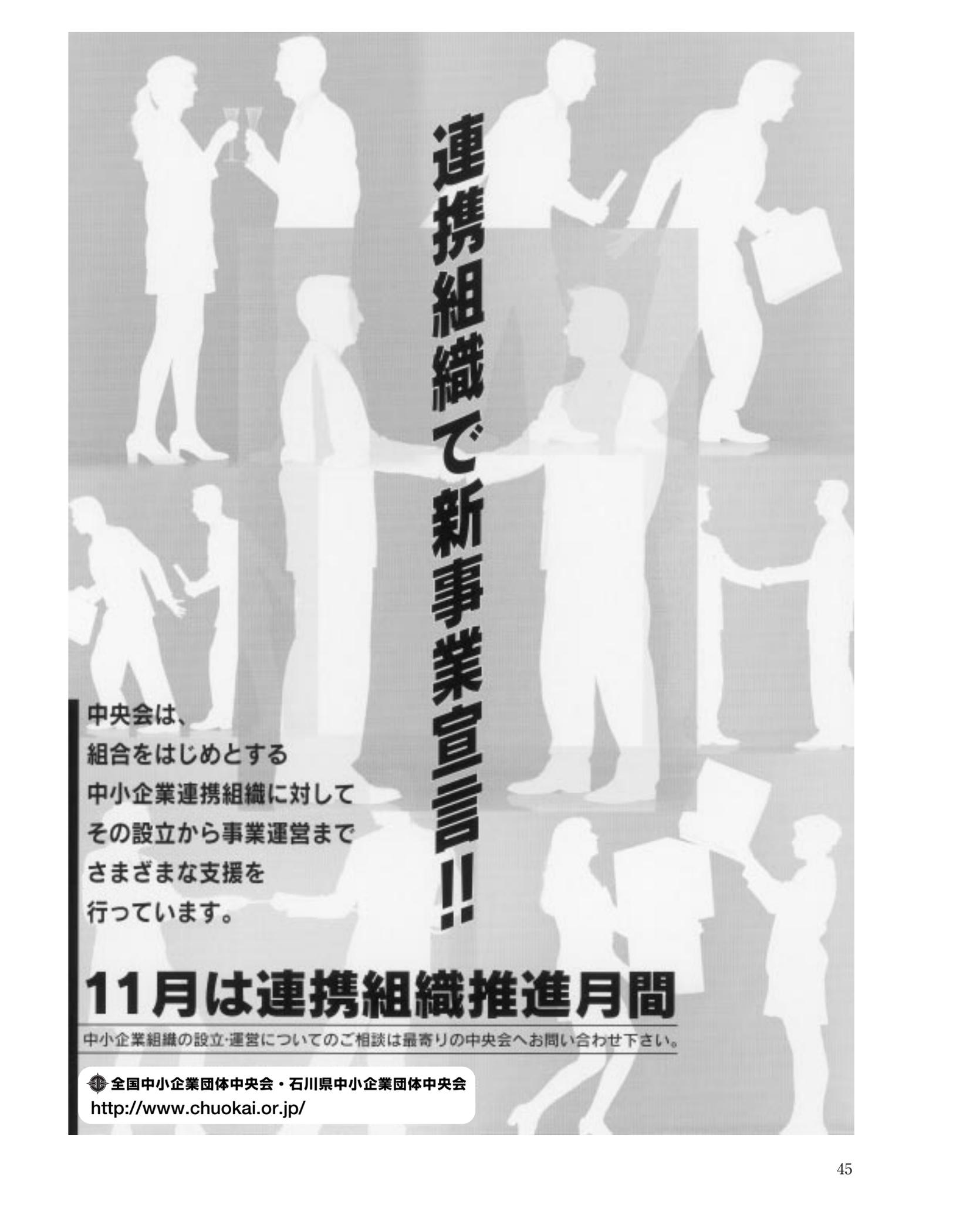
担当 組織振興課・見谷まで

| 開催日 | 時間 | 内容 | 専門相談員 |
|-----------|-------------|---------|----------|
| 11月21日(木) | 10:00～12:00 | 税務・経営相談 | 税理士 坂井昭衛 |
| | 13:00～15:00 | 法律相談 | 弁護士 久保雅史 |

＝場 所＝

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室



連携組織で新事業宣言!!

中央会は、
組合をはじめとする
中小企業連携組織に対して
その設立から事業運営まで
さまざまな支援を
行っています。

11月は連携組織推進月間

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は最寄りの中央会へお問い合わせ下さい。

 全国中小企業団体中央会・石川県中小企業団体中央会
<http://www.chuokai.or.jp/>